

12. その他資料（選挙啓発関連資料、選挙公報）



○ 市役所横断幕



○ 交通センタービル看板



○ さんちかペナント



○ デュオ神戸看板



○ 市バス停留所のぼり



○ ミント神戸電光掲示板



○ 自動車による啓発パトロール



○ 掲示板「ヒューマン」



○ 県・市合同啓発イベント



○ 県・市合同啓発イベント



○ ポスター掲示場



○ 投票風景

選挙のお知らせ

平成21年6月発行／神戸市選挙管理委員会

兵庫県知事選挙

投票日 **7月5日(日)** 午前7時～午後8時
そろって投票しましょう



平成20年度明るい選挙を進めるポスターコンクール
特選 兵庫県立兵庫工業高等学校2年 尾田莉菜さんの作品

◆神戸市で投票できる人は

- 平成元年7月6日までに生まれた人で、今年の3月17日までに神戸市の住民基本台帳に記録され、引き続き市内に居住している人です。
※なお、今年の3月18日以降に兵庫県内の他市町から神戸市に転入届を出した人で、転入前の住所地の選挙人名簿に登録されている人は、転入前の住所地で兵庫県知事選挙の投票ができます。この場合、現在お住まいの区役所等が発行する「引き続き県内居住証明書」が必要です。(※お住まいの区以外の市区町でも証明書発行の申請ができます。)

◆投票所は

- 「投票のご案内」を告示日(6月18日)以降、世帯ごとに封書でお送りしますので、ご自分の個票を確認のうえ、記載の投票所にご持参ください。
※なくしたり、忘れても投票できますので、投票所でお申出ください。
- 市内で住所を移した人(選挙人名簿に登録されている人)の投票所は、次のとおりです。
 - ①今年の6月4日までに「市内転入届」を出した人
⇒新しい住所地の投票所
 - ②今年の6月5日以降に「市内転入届」を出した人
⇒もとの住所地の投票所
- 今回の選挙で投票所が変更になる地域があります。
⇒裏面に記載の地域です。
- ご家族の「投票のご案内」を間違えてお持ちになる場合などがありますので、投票所では、本人確認のため、お誕生日(○月生まれ)をお尋ねしています。

◆期日前投票は

選挙期日(7月5日)に、仕事やレジャーなどの予定のある人は、手続きが簡素化され投票しやすくなった「期日前投票」をご利用ください。

- 受付場所は ⇒ 登録されている選挙人名簿がある区の区役所等の期日前投票所にお越しください。

◇北区の選挙人名簿に登録されている人⇒北区役所のほか、北神出張所や連絡所(山田、有馬、道場、八多、大沢、長尾、淡河)でもできます。

◇須磨区の選挙人名簿に登録されている人⇒須磨区役所のほか、北須磨支所でもできます。

◇西区の選挙人名簿に登録されている人⇒西区役所のほか、西神中央出張所や連絡所(伊川谷、押部谷、神出、岩岡、櫛谷、平野)でもできます。

※投票の際には ①宣誓書への記入が必要です。(印鑑は不要。)

②「投票のご案内」が届いていましたら、お持ちください。(なくても投票できます。)

- 受付期間・時間は

◇期間 ⇒ 6月19日(金)～7月4日(土)

※期間中の土曜、日曜日も受け付けています。

◇時間 ⇒ 午前8時30分～午後8時(※北区、西区の連絡所は午前9時～午後5時)

(注)選挙期日(7月5日)には20歳になるが、期日前投票をするときにはまだ19歳の方は、期日前投票はできませんが、不在者投票をすることができます。受付期間・場所は、期日前投票と同じです。

◆不在者投票は

- 旅行や出張などで、選挙期日(7月5日)の投票も期日前投票もできない人は

◇事前に手続きをすれば、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

◇不在者投票ができる期間は、6月19日(金)～7月4日(土)ですが、投票用紙の請求～記入済みの投票用紙の返送まで、郵便による数度のやり取りがありますので、お早めに手続きをしてください。

●病院や老人ホーム等に入院・入所中の人は

◇都道府県の選挙管理委員会が指定した病院・老人ホーム等に入院・入所中であれば、その施設内において不在者投票ができます。各施設で、ご確認ください。

●身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証をお持ちの人は

◇次の①～③の表に該当する人は、事前に申請を行うことで、自宅等で「郵便等による不在者投票」ができます。

①身体障害者手帳をお持ちの人（○印は該当者）

| 障害名 | 障害の等級 | | |
|--------------------------|-------|----|----|
| | 1級 | 2級 | 3級 |
| 両下肢、体幹、移動機能の障害 | ○ | ○ | ○ |
| 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害 | ○ | — | ○ |
| 免疫の障害 | ○ | ○ | ○ |

◇左記の①～③に該当する人のうち、上肢又は視力の障害が1級などの人は、選挙管理委員会に届出た人（選挙権を有する人に限ります。）が、本人に代わって投票に関する記載をする「代理記載制度」があります。

②戦傷病者手帳をお持ちの人（○印は該当者）

| 障害名 | 障害の等級 | | | |
|--------------------------|-------|------|------|------|
| | 特別項症 | 第1項症 | 第2項症 | 第3項症 |
| 両下肢、体幹の障害 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害 | ○ | ○ | ○ | ○ |

◇いずれも、あらかじめ、登録されている選挙人名簿がある区選挙管理委員会に申請して、「郵便等投票証明書」の発行を受ける必要がありますので、選挙管理委員会にお問い合わせください。

③介護保険の被保険者証（※資格者証ではありません。）をお持ちの人

| | |
|--------------|------|
| 被保険者の要介護状態区分 | 要介護5 |
|--------------|------|

◇すでに「郵便等投票証明書」をお持ちの人は、7月1日(水)までに、当該証明書を添えて、登録されている区選挙管理委員会に投票用紙等をご請求ください。

※詳しくは、下記の選挙管理委員会までお問い合わせください。

◆点字投票・代理投票

目の不自由な人には「点字投票」、目や手が不自由で字を書くことができない人には投票所の係員が代筆する「代理投票」の制度があります。投票所の係員にお申出ください。

なお、点字投票・代理投票は、期日前投票や不在者投票（※郵便等による不在者投票は除きます。）でも行うことができます。

◆投票所が変更になった地域

| 区 | 投票所が変更になった地域 | 新しい投票所 |
|-----|--|--------------------------------------|
| 東灘区 | 住吉山手5～8丁目、鴨子ヶ原1～3丁目 渦森台1～4丁目、住吉山手9丁目 | 神大付属住吉中・小学校(住吉山手5丁目) 渦森会館(渦森台2丁目) |
| 灘区 | 赤松町1～3丁目、曾和町1～3丁目、山田町1～3丁目、宮山町1・2丁目 | 神戸学生・青年センター(山田町3丁目) |
| 兵庫区 | 熊野町1～3丁目、氷室町1・2丁目、北山町、夢野町1・2丁目 | 熊野地域福祉センター(熊野町3丁目) |
| | 鶴越町、清水町、小山町、滝山町、鶴越筋、熊野町4・5丁目 | 神戸光有会集会所(夢野町4丁目) |
| | 菊水町4・5丁目、大同町4・5丁目 | 菊水地域福祉センター(菊水町2丁目) |
| 北区 | 南逆瀬川町、南仲町、磯之町、切戸町、中之島1・2丁目、船大工町、築地町、神明町、出在家町1・2丁目 | 出在家町会館(出在家町1丁目) |
| | 山田町藍那字(中畑を除く)、山田町小河 大沢町神付、大沢町上大沢 | 藍那小学校(山田町藍那) 上大沢ふれあい会館(大沢町上大沢) |
| 長田区 | 西山町1～4丁目、林山町、池田宮町、宮丘町1・2丁目、上池田3丁目11～16番、上池田4丁目7～11番、上池田5・6丁目 | 長田地域福祉センター(西山町2丁目) |
| | 前原町1丁目、七番町、六番町1～3丁目、五番町1～3丁目 | 室内小学校(前原町1丁目) |
| | 腕塚町5～8丁目、久保町5～8丁目、二葉町5～8丁目 | 二葉地域福祉センター(二葉町6丁目) |
| 須磨区 | 腕塚町9・10丁目、久保町9・10丁目、二葉町9・10丁目、野田町5～9丁目、海運町5～8丁目、本庄町5～8丁目、長楽町5～7丁目、浪松町5・6丁目 | 駒ヶ林小学校(野田町6丁目) |
| | 若木町2・4丁目、奥山畑町 | 東須磨小学校(堀池町1丁目) |
| | 離宮前町2丁目、水野町、高尾台1～3丁目、月見山町1～3丁目 | 北須磨地域福祉センター(離宮前町2丁目) |
| 垂水区 | 白川台1丁目(4・35番)、白川台2丁目(37・45・59番地)、白川台3・4丁目 | 白川台会館(白川台3丁目) |
| | 城が山1～4丁目、泉が丘1～4丁目 | 県立視覚特別支援学校(城が山4丁目) |
| | 神陵台7～9丁目 美山台1・2丁目、青山台1～4・6・7丁目、東垂水町字高丸(762番地を除く) | 神陵台積水自治会館(神陵台9丁目) 乙木小学校(美山台2丁目) |

◆投票所の施設の名称が変更になった所

兵庫区の夢野小学校は「夢野の丘小学校」へ、北区の鈴蘭台高校は「神戸鈴蘭台高校」へ名称が変更されています。

— 投開票速報等の実施について —

7月5日(日)は、神戸市選挙管理委員会のホームページで、兵庫県知事選挙の投開票速報(神戸市分)を行います。

下記のアドレスからアクセスしてください。

●神戸市 <http://www.city.kobe.lg.jp>

●神戸市選挙管理委員会

<http://www.city.kobe.lg.jp/information/senkyo/index.html>

6月20日(土)から、毎日午前10時頃に前日の期日前投票の投票者数(神戸市分)の速報も掲示しています。

※お問い合わせは下記の選挙管理委員会へ

| | |
|------------|---------------------|
| 東灘区選挙管理委員会 | TEL 078-841-4131(代) |
| 灘区選挙管理委員会 | TEL 078-843-7001(代) |
| 中央区選挙管理委員会 | TEL 078-232-4411(代) |
| 兵庫区選挙管理委員会 | TEL 078-511-2111(代) |
| 北区選挙管理委員会 | TEL 078-593-1111(代) |
| 長田区選挙管理委員会 | TEL 078-579-2311(代) |
| 須磨区選挙管理委員会 | TEL 078-731-4341(代) |
| 同(北須磨支所) | TEL 078-793-1212(代) |
| 垂水区選挙管理委員会 | TEL 078-708-5151(代) |
| 西区選挙管理委員会 | TEL 078-929-0001(代) |
| 神戸市選挙管理委員会 | TEL 078-322-5815(直) |

子育て広場

自我の芽生え

「うや」は 精いっぱい自己表現

子どもは、一歳半から二歳ころになると、興味や意欲がどんどんわいてきます。それとともに「自分はこうしたい」という自我が芽生えます。しかし、思うようにできなかつたり、気持ちをうまく伝えられなかつたりするため、「いや」などの言葉で精いっぱい自己表現をしようとしてします。

成長の大切な通過点

今までは素直に大人の言うことを聞いていたのに、時にはかんしゃくを起したり、泣き叫んだりすることがあります。大人にとっては育てにくいと感じるようになるこの時期が、子どもの成長の中で大切な通過点になるのです。

気持ちを受け止めて

「わがままだ」と、子どもの主張を押し受けずに、優しく話しかけ、気持ちを受け止めてあげましょう。

大人が言い聞かせる理解できるようにする

問 子育て支援部 ☎322-5340、☎322-6042

長期優良住宅に認定されると 固定資産税が減額に

長期にわたり良好な状態で使用できる構造や設備を備えているとして、市が認定した住宅（長期優良住宅）について、固定資産税を減額します。対象となる住宅を新築する人は、申告してください。

対象となる住宅

次の①～④のすべてを満たす住宅が対象です。

- ①市の認定を受けた長期優良住宅
- ②二十一年六月四日から二十二年三月三十一日までに新築の住宅
- ③店舗など併用している場合は、居住部分の割合が二分の一以上
- ④居住部分の床面積が五十（共同賃貸住宅は四十）～二百八十平方メートル

減額の割合と期間

住宅（居住床面積百二十平方メートルまで）にかかる固定資産税額の二分の一を減額します。また、減額する期間



問 長期優良住宅の認定は住宅政策課 ☎322-5575、☎322-6114、固定資産税の減額は各区役所内市税事務所（電話番号は13面上参照）

申告方法

住宅を新築した日から、その翌年一月三十一日までに、住宅所在地の市税事務所へ申告してください。

なお、申告には、市の認定を受けた長期優良住宅であることを証明する資料などが必要が必要です。詳しくは問い合わせください。

間は、三階建て以上の耐火・準耐火構造の住宅は新築後七年度分、その他の住宅は新築後五年度分です。

こうべ市民債(5年)の発売

6月4～17日、「こうべ市民債(5年)」を発売します。国債と同じく安全性の高い債券で、集めた資金は、学校の耐震化など身近な公共施設の整備に活用します。

市債による公共事業への関心や、市政に対する理解を深めていただくため、ぜひ購入してください。

☎財務課 ☎322-5137、☎322-6025

【概要】

- ▶ 売り出し期間=6月4日(木)～17日(水)
- ▶ 利率などの条件=6月3日(水)午後12時に決定
- ▶ 期間および償還方法=5年満期一括償還
- ▶ 販売方法=但馬銀行・三井住友銀行・みなと銀行・一部証券会社の窓口で額面10万円から10万円単位で販売します。必要な書類など詳しくは各支店に問い合わせください

兵庫県知事選挙

7月5日(日) 午前7時～午後8時

そろって投票しましょう

七月五日は兵庫県知事選挙です。六月十八日以降、選挙管理委員会から世帯ごとに「投票のご案内」を送付します。ご自分の個票を確認のうえ、投票所に持参してください。

また、選挙当日、投票所に行けない人は、期日前投票・不在者投票ができますので、利用してください。

期日前投票

選挙当日に仕事やレジャーなどを予定している人は、選挙人名簿に登録されている区役所・支所・出張所・連絡所で、期日前投票ができます。期間は、六月十九日から七月四日（土・日曜も受け付け）まで、時間は、午前八時三十分から午後八時（北・西区の連絡所は午前九時から午後五時）までです。

不在者投票

「不在者投票指定施設」になっている病院や老人ホームなどに入所中の人は施設で、仕事や旅行で市外に滞在中の人は滞在先の市区町村の選挙管理委員会に、不在者投票ができます。

また、身体障害者手帳や戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証を持つ人は、障害の程度や要介護の区分によって、事前に申請すると、自宅などで「郵便等による不在者投票」ができます。

※事前の手続きなどが必要な場合がありますので、詳しくは住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください

※「点字投票」や「代理投票」などの制度もあります

問 住所地の区選挙管理委員会（電話番号は13面上参照）から市選挙管理委員会 ☎322-5815、☎322-6150